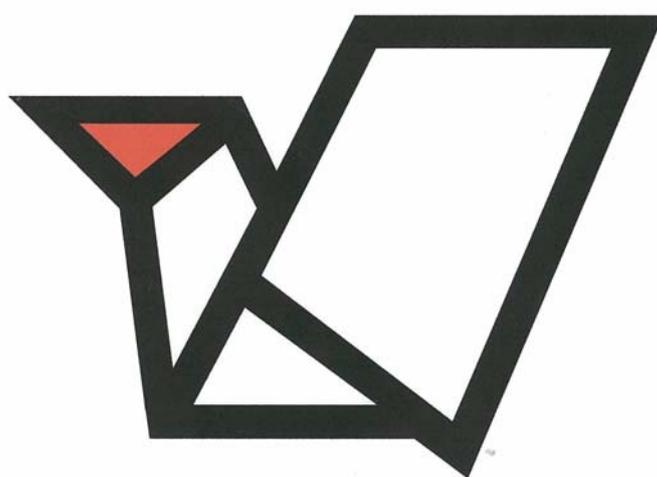


平成24年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会



平成24年8月30日

平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録

平成24年8月30日(木曜日)

○議事日程・場所

平成24年8月30日 午後2時 開議

於：ナビオス横浜「カナル」

- 日程第 1. 臨時議長の選出
- 日程第 2. 広域連合長挨拶
- 日程第 3. 仮議席の指定
- 日程第 4. 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第 5. 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第 6. 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7. 議席の指定
- 日程第 8. 会議録署名議員の指名
- 日程第 9. 会期の決定
- 日程第 10. 諸般の報告
- 日程第 11. 一般質問
- 日程第 12. 承認第1号 平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての専決処分の報告及び承認を求めること
- 日程第 13. 議案第7号 神奈川県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について
- 日程第 14. 議案第8号 平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 15. 認定第1号 平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16. 認定第2号 平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17. 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 18. (追加) 陳情第2号 保険料負担の軽減、一部負担金減免制度の改善および医療受給権の確保等を求める陳情書
- 日程第 19. (追加) 閉会中継続審査

○本日の付議事件

議事日程に同じ

○出席議員(20人)

1 番	梶村 充	1 1 番	矢島 真知子
2 番	瀬之間 康浩	1 2 番	中村 昌治
3 番	今野 典人	1 3 番	飯野 眞毅
4 番	谷田部 孝一	1 4 番	大野 美紀
5 番	和田 卓生	1 5 番	吉野 和美
6 番	望月 高德	1 6 番	佐々木 ナオミ
7 番	古谷 靖彦	1 7 番	小島 一郎
8 番	林 浩美	1 8 番	大谷 仁
9 番	花輪 孝一	1 9 番	及川 栄吉
1 0 番	雨笠 裕治	2 0 番	山本 善男

○説明のため出席した者

広域連合長	阿 部 孝 夫
副広域連合長	山 口 昇 士
副広域連合長	吉 田 英 男
事務局長	笹 野 康 裕
会計管理者兼	
会計課長	武 田 伸 彦
業務課長	常 松 俊 一
総務課担当課長	加 藤 隆 生

○職務のため出席した者

書記長	渡 邊 智 幸	書 記	深 井 透 明
書 記	近 藤 健 志	書 記	森 川 真 輔
書 記	上 林 剛	書 記	橋 本 賢 一 郎
書 記	佐 藤 修 一	書 記	竹 内 彩

【臨時議長の選出】

○事務局長（笹野 康裕君）

（自席にて）

皆様こんにちは。事務局長の笹野でございます。

定刻となりましたので、日程第1、「臨時議長の選出」に入らせていただきます。

本日は、本広域連合議会の議員選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員に臨時議長の職務を行っていただくことになっております。

ただいま御出席いただいている議員中、山本善男議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

それでは 山本善男議員、議長席へ、御着席願います。

よろしく願いいたします。

（臨時議長 議長席 着席）

○臨時議長（山本 善男君）

皆様、こんにちは。

ただいま御紹介をいただきました、山本善男でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

失礼ではございますが、着席して進行をさせていただきます。

ただいまの出席議員は、19人でございます。

なお、事前に遅参届の提出を受けており、1名が、後ほど出席する予定です。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

【広域連合長挨拶】

○臨時議長（山本 善男君）

日程第2、「広域連合長の挨拶」を行います。

広域連合長から、発言を求められておりますので許可いたします。

阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

広域連合長の阿部でございます。

平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、近年の急速な少子高齢化や医療技術の高度化等に伴い、医療費の増加が続く中、将来に渡り、安定した医療保険制度を維持していくため創設された後期高齢者医療制度も、この4月で5年目を迎えました。

この間、後期高齢者医療制度を巡りましては、国において、廃止に向けた議論が進められてきたところでございますが、今国会で可決成立しました「社会保障制度改革推進法」の中で、状況等を踏まえ、必要に応じて、新たに設置される「社会保障制度改革国民会議」で1年をかけて検討し、結論を得ることとされるなど、いまだ先行きが不透明でございます。

当広域連合といたしましては、今後とも国の動向を注視しながら、引き続き現行制度の下で、高齢者の皆様が安心して医療サービスの提供を受けられるよう、取り組んでまいりたいと存じます。

さて、本日の定例会におきましては、人事案件のほか、「後期高齢者医療特別会計補正予算」についての専決処分の報告、「神奈川県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例」の制定、「平成23年度決算」の認定などの議案を上程させていただいております。

何とぞよろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【仮議席の指定】

○臨時議長（山本 善男君）

これより会議に入ります。

日程第3、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま、御着席の議席を指定をいたします。

【議長の選挙】

○臨時議長（山本 善男君）

次に、日程第4、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

議長の選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定により行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思ひます。御異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことと決定をいたしました。

それでは、お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたと思ひますが、御異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

本広域連合議会議長に 林浩美議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、臨時議長が指名いたしました、林浩美議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、林浩美議員が、議長に当選されました。

林浩美議員が議長におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました、林浩美議員の御挨拶をお願いいたします。

林浩美議長。

（議長 登壇）

○議長（林 浩美君）

ただいま、御推挙をいただきまして、議長の要職を務めさせていただくことになりました、林浩美でございます。

医療費の増大など、さまざまな課題のある中、高齢者の皆様が安心して提供を受けることができる医療サービスの確立のため、円滑な議会運営に努めてまいります。

どうぞ、広域連合長をはじめ議員の皆様方の御指導と御協力を心よりお願い申し上げまして、これをもって、就任の御挨拶とさせていただきます。

皆様どうぞよろしくをお願いいたします。

○臨時議長（山本 善男君）

ありがとうございました。以上で、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。よろしくお願いいたします。

（臨時議長 議長席 退席）

（議長 議長席へ移動）

【議事日程と関係職員の出席】

○議長（林 浩美君）

それでは、会議を続けます。

本日の議事日程につきましては、定例会資料の3ページの議事日程表（案）のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

【副議長の選挙】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第5、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の方法は、議長において指名推選することと決定いたしました。

それでは、指名をいたします。

本広域連合議会の副議長に 及川栄吉議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました 及川栄吉議員を、副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、及川栄吉議員が、副議長に当選されました。

及川栄吉議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました 及川栄吉議員から、御挨拶をお願いいたします。

及川栄吉副議長。

（副議長 登壇）

○副議長（及川 栄吉君）

ただいま、御指名をいただきました及川栄吉でございます。

副議長の要職に就くことになりましたことは、まことに光栄に存ずるとともに、その責任の重大さを痛感している次第でございます。

人格、識見ともに卓越した 林浩美議長の補佐として、議会が円滑に運営されるよう努め、任期を全うしてまいります。

どうか皆様方の御支援、御鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（林 浩美君）

及川副議長、ありがとうございました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第6、「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

本件は、議会委員会条例第5条の規定により、私から指名をいたします。

お諮りをいたします。

本日、配布いたしました「議場配布資料①」の名簿のとおり、8人の議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、議会運営委員会を開催し、正副委員長を選任等を行うため、暫時休憩といたします。

午後2時13分 休憩

午後2時32分 再開

【正副委員長の互選の報告】

○議長（林 浩美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選の報告がありましたので、書記に報告させます。

○書記（渡邊 智幸君）

（自席にて）

御報告いたします。

議会運営委員会委員長 中村昌治議員

副委員長 吉野和美議員

以上でございます。

○議長（林 浩美君）

ありがとうございました。

【議席の指定】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第7、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、定例会資料7ページにございます議席表のとおり、私から指定をいたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第8、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、5番、和田卓生議員、及び6番、望月高

徳議員を指名いたします。

【会期の決定】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第9、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第10、「諸般の報告」を行います。

「議場配布資料②」の3ページ「例月現金出納検査の結果について」のとおり

平成23年12月分から、平成24年6月分までの例月現金出納検査が実施され、

また、11ページ「平成22年度上下期分及び平成23年度上期分神奈川県後期高齢者医療広域連合定期監査の結果について」のとおり、平成22年4月1日から平成23年9月30日までの定期監査が実施され、それぞれの結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第11、「一般質問」を行います。

一般質問は、本日配布いたしました「議場配布資料②」の19ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

古谷靖彦議員の発言を許します。

古谷靖彦議員。

（古谷議員 登壇）

○7番議員（古谷 靖彦君）

横浜市の古谷靖彦です。通告に従って、阿部広域連合長に順次質問いたします。

国会では、昨夜、野田首相の問責決議が、賛成多数で参議院で採択をされました。その問責理由の中で、国民の多くは今も消費税増税法に反対しており今国会で成立させるべきではないという声は圧倒的多数となっていた。最近の国会運営では民主党、自民党、公明党の3党のみ

での協議をし、合意をすれば一気呵成に法案を成立させるということが多数見受けられ、議会議制民主主義が守られていないと述べられ、この決議には野党7会派と自民党が賛成をしております。また、その前には消費税増税を含む、社会保障と税の一体改革の関連法案が成立した際に、廃止法案が提出される流れとなっていた後期高齢者医療制度が、このまま継続されてしまうことにもなったと報道でも流れております。

そこで、改めて現制度の廃止に向けた進捗の状況、あるいは今後の見通しについて伺います。

この後期高齢者医療制度は、そもそも全ての高齢者から死ぬまで保険料を取り続け、その保険料も際限なく上がり続ける仕組みとなっております。ですから、あらゆる方法を使って保険料を下げる努力をしていかなければなりません。今年度は、また1人あたりの月額保険料が、7,547円上がりました。この金額は、一番低い岩手県の3,113円の保険料の2.4倍。神奈川県の水準は東京都に次いで全国で2番目に高い保険料となっております。国民健康保険料は年々上がり、介護保険料も年々上がる一方で、年金が切り下げられ、75歳以上の高齢者の生活はそれだけでなくとも圧迫されております。今回の後期高齢者医療制度の保険料を決めてきた過程の中に、どれだけ75歳以上の高齢者の方の生活の実態を把握する努力をしてこられたのか、またその生活実態をどう評価しているのか、伺います。

また、上がり続ける保険料を抑えるためには、国庫負担を増やすような働きかけが必要ですが、当広域連合として、どのように国に対して働きかけをしてきたのか、また国からはそれに対してどういうリアクションがあったのか伺います。

次に、短期証の発行について伺います。神奈川県後期高齢者医療広域連合として、この夏初めて約2,000人の方に対して、正規の保険証から短期の保険証へ切り替えるとしております。厚生労働省からの各種通達の中で、短期証や資格証の発行について、機械的な発行を行うことなく特別な事情の有無の把握を適切に行った上で行うことなどとされています。そこで伺います。今回なぜ、今まで発行してこなかった短期証の発行に踏み切ったのか、その理由について伺います。そして、その正規の保険証を取り上げた約2,000人の方々に対して、「保険料を納付できない特別な事情」など事情の確認をしたのか、あるいは本人との面接なしに意思表示を確認することなく短期証を発行したのか伺います。また、もし面接無しに意思表示を確認することなく、発行したというのであれば、その数は何人なのか伺います。

医療を受ける受療権と滞納整理の問題は別の問題であります。ペナルティーのように本人の弁明も聞かず、機械的に正規の保険証から短期証へと切り替えてしまうやり方は、結局、いちばん医療が必要な高齢者から医療を遠ざけ、結果的には医療費が増えることにも繋がります。保険料滞納への制裁措置としての75歳以上の方の受療権を奪うようなことは許されることではありません。今回初めて短期証の発行に踏み切った先には、後期高齢者医療制度上での資格証の発行などを行うことにも踏み切ろうとしているのかどうか、これもまた伺います。

現制度・後期高齢者医療制度の廃止の日が一日伸びれば伸びるほど、高い保険料に苦しむ高齢者が増えることとなります。したがって、現制度の廃止と老人保健制度の復活を要望して、質問を終わります。

○議長（林 浩美君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

ただいまの古谷議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、現行制度の動向についてのお尋ねでございますが、8月22日に施行された社会保障制度改革推進法の中で、「今後の高齢者医療制度については、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得る」と、定められております。本広域連合といたしましては、引き続き、国の動向を注視してまいります。

次に、高齢者の実態把握についてでございますが、本広域連合におきましては、被保険者からの意見を聴く場として、公募によるモニター制度を設けており、年2回の懇談会や、年1回のアンケートを実施することで、実態の把握に努めているところでございます。

また、今回の保険料の算定にあたりましては、公的年金の支給額の引き下げ及び介護保険料の改定等の状況を踏まえ、可能な限り保険料率の急激な上昇を抑制する必要があることから、剰余金や県の財政安定化基金の活用、及び賦課限度額の引き上げ等により、低・中所得者の負担軽減を図ったところでございます。

次に、国庫負担を増やすことについてでございますが、本広域連合といたしましては、従来から国に対し、「全国後期高齢者医療広域連合協議会」を通じて、被保険者や地方自治体の負担を増やすことのないよう、国庫負担の増額を行うよう要望を行っております。

国からは、「公費負担の在り方については、引き続き高齢者医療制度の見直しの中で、検討してまいります」との回答が示されております。今後も、様々な機会を捉え、必要な要望をしてまいりたいと存じます。

次に短期の被保険者証を発行した理由についてでございますが、保険料を滞納している被保険者の方と納付相談の機会の確保や、生活実態を把握することを目的に、被保険者証の更新に合わせ、短期証を発行いたしました。

なお、短期証は、有効期限が6か月間と一般の被保険者証より短いことに違いがあるだけで、医療機関を受診した際の一部負担金の支払方法に違いはございません。

次に「保険料を納付できない特別な事情」の確認についてでございますが、短期証の交付に先立ち、「納付相談に関する御案内」を送付いたしました。この「御案内」で相談ができなかった方などに対しましては、さらに「市町村窓口で保険証を更新する手続の御案内」を送付し、重ねて納付相談の機会を確保することにより、保険料の納付ができない事情の確認に努めてまいったところでございます。

次に短期証を交付した方の人数についてでございますが、窓口での納付相談ができなかった方への郵送を含み、約2,000名の方に短期証を交付しております。

最後に、今後の資格証明書の発行についてでございますが、平成21年10月26日付け国

の通知におきまして、「原則として資格証明書を交付しないこととする基本方針」が示されており、今後とも、国の通知に添った厳格な運用を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（林 浩美君）

以上で、一般質問は終了いたしました。

【平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての専決処分の報告及び承認を求めること】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第12、承認第1号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についての専決処分の報告及び承認を求めることについて事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

（笹野事務局長 登壇）

○事務局長（笹野 康裕君）

承認第1号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についての専決処分の報告及び承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

定例会資料の11ページを御覧ください。

本件につきましては、平成23年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付額が予算額を上回り、これに伴う後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金と合わせて補正を行う必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、13ページの専決処分書のとおり広域連合長において平成24年3月23日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、御承認を求めるものでございます。

次に、補正予算の主な内容につきまして、19ページ以降の後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。

はじめに、22ページ歳入を御覧ください。

2款2項 国庫補助金は11億8,149万1千円の増額。

次に、24ページ歳出でございますが、5款1項、基金積立金は、11億8,149万1千円の増額でございます。

説明は、以上でございます。

当該専決処分について、御承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 浩美君）

承認第1号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいた

します。

お諮りいたします。本件を承認することに、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は承認されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第13、議案第7号「神奈川県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

(笹野事務局長 登壇)

○事務局長（笹野 康裕君）

議案第7号「神奈川県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について」につきまして、御説明申し上げます。定例会資料の27ページを御覧ください。本件につきましては、毎年度市町村が納付する負担金の平準化と安定した財政運営を図ることを目的として、一般会計で生じた剰余金を編入する財政調整基金を設置するため、条例制定を提案するものでございます。制定の概要につきまして、御説明申し上げますので、28ページを御覧ください。第1条は、基金設置に関する規定であり、財政の健全な運営に資することを目的に、基金を設置することを定めております。第2条は、積立に関する規定であり、第2項において、一般会計の剰余金を基金に編入することができることを定めております。第3条は管理に関する規定、第4条は運用益金の処理に関する規定、第5条は繰替運用に関する規定でございます。第6条は処分に関する規定であり、財政の健全な運営に資することを目的とした場合に限り、基金を処分することができることを定めております。第7条は委任に関する規定でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 浩美君）

これより質疑に入ります。議案第7号について、和田卓生議員から通告がありましたので、発言を許します。

和田卓生議員。

(和田議員 登壇)

○5番議員（和田 卓生君）

横浜市会から選出されております公明党の和田でございます。議案第7号神奈川県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について賛成の立場から質問させていただきたいと思っております。御承知のとおり国会では、社会保障と税の一体改革関連法案が可決、成立いたしました。そして、医療、介護については、社会保障制度改革国民会議において1年以内に結論が出るということになっています。私も医療の高度化や高齢化の進展によって医療費が増大する中、

医療制度を持続可能とするためには、医療保険体系の見直しが必要であると考えてまいりましたが、現実の課題としては、高齢者の方が安心して、医療を受けられるよう、現在の後期高齢者医療制度の安定的な運営が不可欠であると考えています。本議案は一般会計にかかる財政調整基金の設置についてということですが、特別会計では、毎年増大し続ける医療給付費の1/2の額を市町村が負担し市町村の財政に大きな影響を与えてきました。また、義務経費である一般会計の歳入予算もほとんどを市町村からの負担金、すなわち市町村の税金によって賄われておりますので、市町村財政への影響も大きい訳であります。一般会計の剰余金を翌年度の負担金から減額精算するこれまでの方法は、必要額の全てを計上する市町村の歳出に毎年不用額を生じさせ効率的とは言えませんでした。これでは、保険証一斉更新が行われる年度には、市町村の負担金が周期的に増大します。今年度初めて実施された保険証一斉更新を契機に財政調整基金を設置し、剰余金を2年分積み立て保険証更新年度の財源に投入できれば、わずかであっても年度間の予算額の平準化に役立ち、市町村の財政運営にプラスになると考えられます。そこで議案に賛成する立場から質問をさせていただきます。

まず、他の広域連合における財政調整基金の設置状況及びどのような使われ方をしているのかお伺いいたします。

次に、全国的には、保険証の有効期限が1年の広域連合が多いと聞いていますが、具体的な状況についてお伺いいたします。また、神奈川県が有効期限を2年更新とした理由についてお伺いいたします。

次に、2年毎に行う保険証一斉更新時の経費の増加に備えるために財政調整基金を設置するということですが、緊急の事態や必要な事情が発生した場合などに、一部を取り崩すことは可能と考えているのかどうかお伺いいたします。

最後に、設置された財政調整基金を清算する場合には、どのような方法が考えられるのかお伺いいたします。

現行の高齢者医療制度は、かつての老人保健制度が抱えていた問題点を改善し、財政運営の安定化と保険料負担の公平化が図られた制度であります。しかし、リーマンショック後、サラリーマンや自営業の方の所得の減少、被保険者の減少などによって健康保険組合や、協会けんぽなどの被用者保険の財政が悪化し、現役世代からの支援も限界に近づきつつあります。また、負担金を拠出する市町村の財政も厳しい状況であります。昨年、東日本大震災もさまざまな分野に深刻な影響を与えています。私たちはこうした困難な状況の中でも、将来にわたり持続的に運営できる医療制度を維持していかなければなりません。そのためにも、財政的な安定は不可欠であります。広域連合においては引き続き、医療費適正化など、保険者機能の強化や、さらなる予算の精査及び縮減を図るなど、一層の効率的で安定した財政運営に尽力されるよう要望して私の質問を終わります。

○議長（林 浩美君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

阿部広域連合長。

(広域連合長 登壇)

○広域連合長 (阿部 孝夫君)

ただいまの和田議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、他の広域連合における、財政調整基金の設置状況についてのお尋ねでございますが、平成24年3月現在、全国で24の広域連合が財政調整基金を設置しております。

次に、基金の活用状況についてでございますが、東京都や千葉県などでは、市町村負担金の軽減を図るための取り崩しを定期的に行っております。

また、群馬県、栃木県、茨城県などで、毎年、積み立てを行っておりますが、これまでに取り崩しの実績はないと伺っております。

次に、被保険者証の有効期限に関する具体的な状況についてでございますが、有効期限を1年間としているのが42府県、2年間が本県及び東京都、北海道、青森県の4都道県、3年間が宮崎県の1県となっております。

次に、当広域連合が被保険者証を2年更新とした理由についてでございますが、一部負担金の割合の判定は毎年8月に行われるため、被保険者にとっては、有効期限を1年間とすることがわかりやすいと考えられ、また、国からも1年間が望ましいとの見解が示されております。一方で、被保険者証更新の費用として郵送費などに約3億円を必要とし、財政への影響も大きいことから、総合的に判断して、有効期限を2年間としたところでございます。

次に、基金の取り崩しについてでございますが、2年毎の被保険者証一斉更新に伴う経費に対応するために、取り崩すことを想定しております。しかしながら、当基金は地方自治法、地方財政法に基づく財政調整基金でございますので、法の趣旨に基づく財政の健全な運営に資するためであれば、被保険者証の更新以外の経費への取り崩しも可能であると考えております。

最後に、基金の清算についてでございますが、市町村負担金の負担割合に応じて、返還金額を算出し、市町村へお返しする方法を想定しております。

以上でございます。

○議長 (林 浩美君)

質疑は以上ですので、これより、議案第7号について採決いたします。

お諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)】

○議長 (林 浩美君)

次に、日程第14、議案第8号「平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

(笹野事務局長 登壇)

事務局長（笹野 康裕君）

議案第8号「平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、御説明いたします。定例会資料の29ページを御覧ください。本件につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に、1,288万円増額し、予算総額を6,854億9,072万6千円とするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の内容で、32ページ、33ページの「第1表 歳入歳出予算補正」とおり定めるものでございます。次に、補正予算の主な内容につきまして、35ページ以降の後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。今回の補正は、県財政安定化基金拠出金の拠出額が予算額を上回るため、財源となる繰越金と合わせて補正を行うものでございます。はじめに、38ページ歳入を御覧ください。8款1項、繰越金は1,288万円の増額、次に40ページ歳出でございしますが、2款1項、県財政安定化基金拠出金は、1,288万円の増額でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 浩美君）

議案第8号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、本件について採決いたします。

お諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第15、認定第1号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

(笹野事務局長 登壇)

○事務局長（笹野 康裕君）

認定第1号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」につきまして、御説明いたします。

定例会資料の43ページを御覧ください。

本件につきましては、地方自治法第292条において準用する、同法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、129ペー

ジのとおり審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により議会の認定をいただくため、提案するものでございます。

決算の内容につきまして御説明申し上げますので、48ページ、49ページを御覧ください。平成23年度決算総括表でございますが、一般会計につきましては、予算現額、20億5,304万4,000円に対しまして、収入済額は、22億4,025万3,302円、支出済額は、18億2,386万7,266円で、差引残額は、4億1,638万6,036円でございます。翌年度繰越財源はございませんので、翌年度繰越額は、4億1,638万6,036円でございます。

次に、主な内容につきまして、御説明申し上げます。はじめに、歳入でございます。52ページ、53ページを御覧ください。1款、1項、負担金の収入済額は、18億5,150万7,000円で、これは県内33市町村からの事務費負担金でございます。2款、1項、国庫補助金の収入済額は、1億8,499万1,548円でございます。3款、1項、基金繰入金の収入済額は、277万5,000円で、これは後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰り入れでございます。4款、1項、繰越金の収入済額は、2億33万758円で、これは平成22年度からの繰越金でございます。5款、1項、預金利子の収入済額は、12万8,979円で、これは事務費負担金を預けている普通預金利子でございます。5款、2項、雑入の収入済額は、52万17円で、これは被保険者等からの診療報酬明細書の情報開示請求に伴うコピー代等でございます。

次に、歳出でございますが、54ページ、55ページを御覧ください。1款、1項 議会費の支出済額は、88万1,390円で、その主なものは、議員報酬と議会開催に伴う会場借上げ料となっております。2款、1項、総務管理費の支出済額は、18億1,957万3,624円で主なものは、電算システムの維持管理等の電算システム関係費、構成市町村からの派遣職員給与に相当する広域連合事業費負担金、高額療養費や葬祭費などの給付事務に関する経費である給付関係事業費でございます。2款、2項、選挙費の支出済額は、3万4,500円、2款、3項、監査委員費の支出済額は、28万2,928円、3款、1項、社会福祉費は、309万4,824円で、特別会計繰出金でございます。4款、1項、予備費については、執行はございませんでした。

以上、概要を御説明申し上げましたが、105ページに提出しております「主要施策の成果説明書」のとおり、成果を上げることができたものと考えております。なお、131ページから141ページにございます、監査委員の審査意見につきましては、これを十分に尊重いたしまして、より一層の事務の効率化に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 浩美君）

認定第1号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、本件について採決いたします。お諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第16、認定第2号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

（笹野事務局長 登壇）

○事務局長（笹野 康裕君）

認定第2号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」につきまして、御説明いたします。定例会資料の45ページを御覧ください。本件につきましては、地方自治法第292条において準用する、同法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、129ページのとおり審査意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により議会の認定をいただくため、提案するものでございます。決算の内容について御説明申し上げますので、48ページ、49ページを御覧ください。平成23年度決算総括表でございますが、後期高齢者医療特別会計は、予算現額6,412億2,501万2,000円に対しまして、収入済額は、6,360億9,151万8,814円、支出済額は、6,351億8,171万6,543円で、差引残額は、9億980万2,271円でございます。翌年度繰越財源はございませんので、翌年度繰越額は、9億980万2,271円でございます。

次に、決算の主な内容につきまして、御説明申し上げます。まず、歳入でございます。58ページ、59ページを御覧ください。主なものとしまして、1款1項、市町村負担金は、収入済額1,222億3,409万960円、これは、県内33市町村の保険料等負担金や、療養給付費負担金でございます。2款1項、国庫負担金は、収入済額1,434億4,544万186円、これは、療養給付費等の負担金でございます。2款2項、国庫補助金は、収入済額340億731万8,643円、これは、財政調整交付金と制度運営に係る事業費補助金でございます。補助金の内容は、健康診査事業にかかる補助金や、保険料軽減にかかる交付金などでございます。3款1項、県負担金は、収入済額498億5,897万5,000円、これは、療養給付費等の負担金でございます。4款1項、支払基金交付金は、収入済額2,771億3,932万2,152円、これは、社会保険診療報酬支払基金が国民健康保険や被用者保険などの保険者から徴収する現役世代からの支援金でございます。7款1項、基金繰入金は、収入済額66億9,357万4,138円、これは、保険料軽減にかかる財源として、国からの交付金を積み立てている「臨時特例基金」と、2ヵ年の安定的な財政運営に向け設置しております「療養給付費等支払準備基金」から繰り入れたものでございます。8款1項、繰越金は、収入済額20億4,523万6,163円、これは、平成22年度からの繰越金でございます。

次に、歳出でございます。62ページ、63ページを御覧ください。主なものといたしまして、1款1項、保険給付費は、支出済額6,265億2,553万2,267円でございます。なお、このうち、療養給付費等が大半を占めており、その支出済額は、6,224億7,224万844円でございます。この他、審査支払手数料、葬祭費がここに含まれております。2款1項、県財政安定化基金拠出金は、支出済額5億2,426万6千円、これは、広域連合の安定的な財政運営を確保するため、県に設置された基金への拠出金でございます。4款1項、健康保持増進事業費は、支出済額16億8,851万9,666円、これは、市町村が行う健康診査事業に対して交付する補助金でございます。5款1項、基金積立金は、支出済額61億6,082万9,991円、これは臨時特例基金及び療養給付費等支払準備基金に積み立てたものでございます。7款1項、償還金及び還付加算金は、支出済額1億6,835万3,168円でございます。これは、国などから超過交付された交付金等を返還するための償還金や、保険料還付金でございます。以上の結果、歳入歳出差引残額は、9億980万2,271円となっております。このうち、国などから超過交付された補助金等を返還する金額を除いたものを、平成24・25年度の財政運営期間の財源といたします。

以上、概要を御説明申し上げましたが、105ページに提出しております「主要施策の成果説明書」のとおり、成果を上げることができたものと考えております。なお、131ページから141ページでございます、監査委員の審査意見書につきましては、これを十分に尊重いたしまして、今後とも制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 浩美君）

これより質疑に入ります。

認定第2号について、梶村充議員から通告がありましたので、発言を許します。

梶村充議員。

（ 梶村議員 登壇 ）

○1番議員（梶村 充君）

横浜市会から選出されております自由民主党の梶村でございます。通告のとおりでございますけれども、後期高齢者医療制度も制度開始から5年目を迎えました。制度開始当時は、ネーミングや保険料負担の増大など、国民の皆様から厳しい批判が寄せられましたが、当時の政府・与党の自民党・公明党などの努力により、きめ細かな制度改正が実施され、現状といたしまして、国民の皆様へも制度の理解が広がり、安定的に制度が運営される状況に至っているものと考えております。そこで、議案を承認する立場から意見などを交え質問をさせていただきます。

この度の社会保障と税の一体改革の中で明らかにされましたが、高齢化の進展、高度な医療の普及等により医療費の増大が見込まれる中で、国民皆保険制度を堅持していくためには、新たな見直しが避けられない状況でもあります。しかしながら、今後も引き続き高齢者の方が安心して医療を受けられるよう、現在の後期高齢者医療制度に、健全で安定した制度運営が求め

られることは言うまでもないことであります。そこで、平成23年度決算について伺います。

まず、保険料についてですが、平成23年度の保険料収納率は、現年度分で前年度比0.09ポイント増の99.15%と、99%を越える中での収納率アップについては評価したいと思いますが、22年度以前の分の滞納繰越分では、収納率が下がっていると聞いております。年金からの特別徴収は100%の収納率が当然です。しかし、賦課額ベースで4割を超える普通徴収は98%程度の状況です。

そこで、納付書や口座振替で納付する普通徴収の方の滞納について、どのように考えているのかお伺いいたします。

また、保険料の徴収業務は市町村が実施すると聞いていますが、広域連合と市町村はどのように収納対策に取り組んでいるのかお伺いいたします。

次に、直近の状況として知りたいのですが、7月の保険証の一斉更新にあわせて、保険料未納者との納付相談の機会を確保するため、神奈川県後期高齢者医療広域連合として、新たに短期証が交付されました。市町村からの報告があった範囲で結構ですが、市町村の保険料徴収に、どのような効果があったのかお伺いいたします。

保険料負担の公平性確保は、医療保険制度の信頼を維持するために不可欠です。引き続き、広域連合と市町村が連携して収納対策に取り組まれるよう要望いたします。

次に、資金の運用についてですが、神奈川県後期高齢者医療広域連合の年間予算は約6,400億円と規模が大きいので、資金運用をしていると思います。

そこで、どのような運用を行い、どのような実績になっているのか、また、運用に伴う現状の課題についてお伺いいたします。

さらに、最近問題となっておりますが、厚生年金基金の資産運用で明らかになったような損失が発生する心配はないのかお伺いいたします。くれぐれも、日々、細心の注意を払いながら、絶対に損失が発生しない資金運用を行うよう、念を入れて要望しておきます。

それでは、最後になりますが、平成23年度決算及び22年度からの2年間の財政運営期間における財政運営について、広域連合として、どのように評価しているのかお伺いいたします。また、当面、4～5年程度の中期的な観点から、広域連合としてどのような課題があると考えているのかお伺いいたします。

私の質問は以上ですが、今後、改革推進法に定められた「社会保障制度改革国民会議」の議論が注目されます。私たちは、「自助」「共助」「公助」のバランスのとれた、暖かみのある社会づくりを目指す中で、公助としての医療保険制度を今後も持続可能なものとしていくための努力をしていかねばなりません。このためには、医療費の配分の重点化と効率化が課題として指摘されているところであります。神奈川県後期高齢者医療広域連合も、保険者として、公助としての医療保険の財政規律が守れるよう、国、県、市町村とも連携し、引き続き、安定した財政運営に努力されるよう要望し、私の質問といたします。

○議長（林 浩美君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

阿部広域連合長。

(阿部広域連合長 登壇)

○広域連合長(阿部 孝夫君)

ただいまの梶村議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、普通徴収の方の滞納についてのお尋ねでございますが、後期高齢者医療制度における保険料の収納の確保は、制度を運営していく上で不可欠であるとともに、被保険者間の負担の公平を図り、支援金等を負担している現役世代の理解を得る観点からもきわめて重要であると認識しており、引き続き、滞納対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、収納対策についてでございますが、保険料の収納業務は、市町村が実施することとなっておりますが、広域連合におきましても、平成22年度から毎年度、収納対策実施計画を策定しております。これを受けまして、各市町村では、それぞれの実情に応じた実施計画を策定し、収納対策に取り組んでいるところでございます。今後とも策定された計画に沿って、被保険者に対し、制度の趣旨を十分に説明し、保険料納付に対する理解が得られるよう努めるとともに効果的かつ効率的な収納対策を講じられるよう、より一層、市町村との連携を図ってまいります。

次に、短期の被保険者証交付の効果についてでございますが、本広域連合では、医療費助成制度や特定疾病の対象者などを除き、2年以内の保険料について、3期以上の未納がある場合、短期証の交付対象者とする事ができるとしてしております。ただし、納付相談を行った結果、個々の状況により、交付の対象外にできることから、市町村では、納付相談の機会の確保と生活実態を把握するため、短期証の交付に先立ち、「納付相談に関する御案内」を約3,000名の方に送付いたしました。また、この「御案内」で納付相談ができなかった方などに対しては、「市町村窓口で保険証を更新する手続の御案内」を送付し、重ねて納付相談の機会の確保に努めてまいりました。こうした取組みの結果、短期証の交付は約2,000名の方に留まるに至っております。市町村からは、納付相談の機会が確保されたことで、保険料の納付や納付誓約に繋がった例などが報告されております。広域連合といたしましては、市町村の保険料徴収に一定の効果があつたものと認識しております。

次に、資金運用についてでございますが、「神奈川県後期高齢者医療広域連合会計管理者保管現金の運用方針」等に基づき、「安全性」を最優先に、「流動性」「収益性」の確保も考慮しつつ、効率的な資金管理に努めているところでございます。実績といたしましては、指定金融機関である横浜銀行での譲渡性預金などと、証券会社による元本が保証された国債の運用により、平成23年度においては、1,250万円の利子収入がございました。

次に、運用に伴う現状の課題についてでございますが、有利な運用を見込むことができるよう、複数の証券会社での入札による債券運用に取り組んでいるところでございます。しかしながら、昨今の金融不安に伴う金利の低迷により、高い収益性を見込むことが、難しい状況であるとと考えております。今後とも安全性を最優先にした資金運用に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、資金運用に伴う損失についてでございますが、本広域連合においては、指定金融機関である横浜銀行での預金と、元本が保証された国債とにより資金の運用を行っております。また、監査委員に対し、運用内容を例月現金出納検査において報告するなど、資金の損失が起きることのないよう日頃から細心の注意を払っているところでございます。

次に、平成23年度決算についてでございますが、特別会計の歳出の大半を医療費の支払いである療養給付費等が占めており、平成23年度決算額は、6,225億円となっております。予算現額に対する執行率は99.1パーセントであり、大きな乖離はなかったものと考えております。2年間の財政運営期間におきまして、療養給付費等の見込額1兆2,092億円に対して、実績は1兆2,047億円で、執行率は99.6パーセントとなっております。また、被保険者の方々の保険料をはじめ、国・県・市町村の負担金や支払基金からの現役世代の支援金など、着実な歳入確保にも努めてまいりました。結果といたしまして、平成23年度及び2年間の財政運営期間におきまして、円滑かつ安定的な財政運営が確保できたものと考えております。

最後に、中期的な観点からの課題についてでございますが、今後も高齢化の進展による被保険者の増加や一人当たり医療費の上昇等により、療養給付費が増加していくものと推測されます。このような状況の中、都道府県では、国の方針に基づき、次期医療費適正化計画の策定を進めております。本広域連合といたしましても、保険者として、医療費適正化事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 浩美君）

次に、今野典人議員から通告がありましたので、発言を許します。

今野典人議員。

（今野議員 登壇）

○3番議員（今野 典人君）

横浜市会から選出されました民主党の今野でございます。議案を認定する立場から、若干の意見を交えながら簡潔に2点質問させていただきたいと思っております。

さて、今月10日には、参議院において、社会保障と税の一体改革関連法案が、可決され、先週、22日に公布されたところです。今後、新たに設置される社会保障制度改革国民会議において、公的年金制度や高齢者の方の医療保険制度について検討されることは、御承知の通りです。今回、国会の議論を通じて、超高齢社会を迎えた我が国で、社会保障制度を将来の世代に受け継いで行くには、現役世代偏重となっている負担の仕組みを、社会・経済情勢に対応した制度へと見直すことが不可避となっている現実が、国民の皆様によく認識されたのではないかと考えております。また、こうした国会の議論と平行して、政府は全国各地で、パブリックヒアリングを開催、実施してきました。今年、2月18日には、神奈川大学のキャンパスにおいて、神奈川大学と内閣官房社会保障改革担当室などの共催により、専門家を交えて、学生や市民の方々が意見交換を行う、社会保障・税一体改革に関する「どうする社会保障改革 in

Yokohama」というパブリックヒアリングが開催されました。

私も、市民の皆さんと一緒に参加をさせていただきましたが、年金はじめ社会保障制度の将来についての不安や、制度そのものへの意見などが参加者の皆さんから、多く出され、社会保障制度に対する参加者の関心がとても高かったことが、強く印象に残っております。このパブリックヒアリングの中でも、年金、医療、介護、生活保護などの福祉分野の支出額が、年間100兆円を超え、毎年、増え続けている状況が報告されておりました。私も、改めて、抜本的な制度の見直しの必要性を再確認したところであります。

このように、私も、社会保障制度に関心を寄せてきたところですが、今回、広域連合議会の議員として、平成23年度の決算書を拝見し、感じたところを質問させていただきたいと思っております。

特別会計の歳出予算の中で、保険給付費のうち葬祭費、つまり被保険者が死亡した場合に家族など葬儀を執り行った方に5万円を給付していることに関する決算額は、21億2,235万円となっております。健康保険組合、協会けんぽ、国民健康保険などそれぞれの医療保険制度にも同様の制度はありますが、とても大きな歳出額となっております。しかし、この財源は、被保険者からの保険料によって賄われております。医療費の増大に伴う、高齢者の方の保険料負担の軽減は、重要な課題です。葬祭費として給付している額を、例えば、香典程度の1万円位に引き下げるとか、廃止するなどといった見直しも必要ではないかと感じているところであります。

そこで、保険料と給付のバランスについての考え方は、難しい点があると思いますが、葬祭費の必要性について、どのように考えているのか伺います。

次に、医療機関を受診したときの療養給付費についてですが、平成23年度の一人当たりの医療費は、83万7,827円と、前年度比で1万3,111円伸びております。全国的には100万円を超える県がある中、神奈川県は、全国平均より、低い位置にあると聞いていますが、やはり、医療費としては高額です。

なかには、日常的に食事や生活に気をつけ、ジムに通ったり、散歩をしたり、積極的に自身の健康を維持し、医療機関にかかる必要のない方もおられると思います。そこで、健康な方に、さらに健康を維持していただくよう、励ます観点から、1年間医療機関を利用しなかった被保険者の方へ、何か還元する事業についてはどう考えているのか伺います。

今後も、高齢者の増加に伴い、医療費の増大は避けられない状況が続きます。このことは、公費負担、現役世代の負担、そして被保険者の保険料負担にも影響していきます。このため、将来に渡り、引き続き、必要な医療が安心して受診できるようにしていくためには、制度の見直しは欠かせません。しかし、一方で、一人ひとりの努力で、元気で生活する健康寿命を伸ばすことにより、医療費の増大を、抑制していくことも、効果的な方法であると考えます。国も、健康日本21の推進や次期医療費適正化計画の策定に取り組んでいます。広域連合としましても、医療費増大に伴う保険料負担の増加が可能な限り抑制できるよう、県や市町村と連携し、医療費の適正化に取り組まれるよう要請し、私の質問を終了いたします。

○議長（林 浩美君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

阿部広域連合長。

（阿部広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

ただいまの今野議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、葬祭費の必要性についてのお尋ねでございますが、葬祭費は、高齢者の医療の確保に関する法律第86条に基づき、本広域連合の条例の定めるところにより支給しております。また、支給額の5万円につきましては、県内市町村国民健康保険等の支給基準を勘案し決定しております。他の医療保険におきましても同様の制度がございますように、保険者の機能として広く社会的に認知されているものと考えております。

次に、1年間医療機関などで保険診療等を利用しなかった被保険者への還元についてでございますが、本広域連合におきまして、独自の事業を行うためには、その財源として、市町村の追加負担が必要となります。厳しい財政状況下において、県内全市町村の合意のもと新たな事業を実施すること及びこれに伴い、さらに市町村に負担をお願いすることは、いずれも困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（林 浩美君）

次に、認定第2号について、討論の通告がありましたので、発言を許します。

古谷靖彦議員。

（古谷議員 登壇）

○7番議員（古谷 靖彦君）

私は、平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に反対し、討論をいたします。

反対する理由の一つ目は、高い保険料を改善することなく、放置してきたことであります。そもそも、この後期高齢者医療制度というものは、これから増え続ける高齢者をこの制度に囲い込んで、上がり続ける保険料をかける非情な制度であります。本来であれば際限なく上がり続ける保険料を下げる努力を意識的に行い続けなければ、制度が破綻するという前に、75歳以上の高齢者の方々の生活が破綻してしまいます。そもそも地方自治体の一種でもある広域連合は、あらゆる施策を進める際に当然被保険者の生活実態に思いを馳せながら施策を行う、住民の福祉の増進のために施策を進めるというのが当然のはずであります。ところが、その点、今年度は一人当たりの平均月額保険料は7,547円、東京の7,872円に次いで2番目に高い保険料となりました。この金額は、全国平均の5,561円をはるかに超えています。神奈川県に住む高齢者は平均所得が高いとも言われておりますが、はたして本当にそうでしょうか。事前にいただいた、平成23年度所得階層別被保険者状況という資料があります。これによれば、年収1,000万円を超えるまでの各階層の中で神奈川県の高齢者はどの階層の割合

が多いかという、所得無しの階層が55.7%と断トツで多い、加えて年収200万円未満までを加えると、9割近くを占めてしまいます。これが神奈川県の高齢者の置かれた実態であります。こうした厳しい高齢者の実態に、広域連合がそれに即した対応をしているとは、とても思えません。昨年1年間で生活が厳しく、保険料減免の申請をした人の数は78万人を超える被保険者の内、わずか362件、その内、東日本大震災による減免対象者257件を含む災害による減免が333件、生活実態の厳しさから純粹に減免が認められた例は、わずか18件にすぎません。一部負担金の減免実施にいたっては、1年間で承認されたのは、わずか1件であります。これは事実上、減免の制度が機能停止していると言わざるを得ません。

反対する理由の2つ目は、低い神奈川県の健康診査の受診率を大幅に引き下げているのが横浜市となっていることは、横浜市の選出議員としては、看過できません。全県の平均は22.90%で横浜市はわずか9.69%です。横浜市は被保険者の数で言うと4割を超えております。その受診率を抜本的に引き上げる対策をとられていないことは、大きな問題です。横浜の受診率が引き上げられれば、当連合会の健康診査の受診率は大幅に引き上がります。今までの施策にとらわれない抜本的な施策に足を踏み入れる時であります。

制度が始まってから大混乱の中歩んできた4年間、多くの国民の廃止の声を聞き、ようやく制度の廃止の方向性が示されたと思ったら、その方向性も白紙となってしまったのは、本当に遺憾であります。改めて高齢者の生活を破壊する後期高齢者医療制度の一刻も早い廃止を求めて討論を終えます。

○議長（林 浩美君）

討論は以上ですので、これより、認定第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について】

○議長（林 浩美君）

次に、日程第17、同意第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、2番瀬之間康浩議員の退席を求めます。

（瀬之間議員 退席）

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

阿部広域連合長。

（阿部広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

同意第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合 監査委員の選任」について、提案理由の御説明を申し上げます。

「議場配布資料②」の21ページを御覧ください。これは、広域連合議員のうちから選任している、監査委員の任期満了に伴い、新たに瀬之間康浩氏を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げるものであります。瀬之間氏の略歴は、22ページの履歴書のとおりでございます。人格高潔で、豊富な議員経験をお持ちの方であり、監査委員の適任者と存じます。選任について、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（林 浩美君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これより採決いたします。お諮りいたします。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決定しました。退席中の瀬之間康浩議員の入場を許可します。

（瀬之間議員 入場）

ただいま選任同意をしました、監査委員の瀬之間康浩議員から、御挨拶をお願いいたします。

瀬之間康浩議員。

（瀬之間議員 登壇）

○2番議員（瀬之間 康浩君）

ただ今、議員の皆様方の御賛同をいただき、今回監査委員に選任いただきました瀬之間康浩でございます。

地方自治におけます監査の必要性和重要性を深く認識し、微力ではございますが、誠実にかつ公正な立場から、監査委員という職務を全うしてまいりたいと考えております。何とぞよろしく皆様方の御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げまして、大変簡単ではございますが、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 浩美君）

ありがとうございました。

【陳情】

○議長（林 浩美君）

次に、議長あて、平成24年8月21日付けで、1件の陳情書が提出されました。この際、本1件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本1件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定

いたしました。

それでは、「議場配布資料②」の23ページを御覧ください。日程第18、陳情第2号「保険料負担の軽減、一部負担金減免制度の改善および医療受給権の確保等を求める陳情書」について議題といたします。本1件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第129条に基づき、議会運営委員会に付託いたします。この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時45分 休憩

午後4時00分 再開

【委員長報告（陳情第2号）】

○議長（林 浩美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。日程第18、陳情第2号について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

中村議会運営委員長。

（中村委員長 登壇）

○議会運営委員長（中村 昌治君）

ただいま議題となりました陳情第2号について、議会運営委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（林 浩美君）

ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありましたが、本件については、古谷靖彦議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許します。

古谷靖彦議員。

（古谷議員 登壇）

○7番議員（古谷 靖彦君）

私は陳情第2号に賛成し、採択を求めて討論いたします。この陳情は、神奈川県社会保障推進協議会から出された「保険料負担の軽減、一部負担金減免制度の改善および医療受給権の確保等を求める陳情書」であります。その内容は、保険料の申請減免の対象に生活困窮者を加えること。生活保護基準の130%以下の方を減免の対象とすること。一部負担金減免制度に関して、生活保護基準の115%以下を対象とするなど、利用しやすい制度にすること。短期被保険証を交付する場合には特別な事情を把握し、慎重に対応すること。交付にあたっては、分納誓約や窓口への来所などの条件を課さないことなどを求めております。神奈川県内に住む75歳以上の高齢者は78万6千4人、内43万人を越える方々、55.7%の方々が所得無し

という実態であります。さらに、滞納者の数も制度が始まった平成20年には、1,232人、平成21年は7,282人、平成22年は9,117人、そして平成23年度は13,775人と毎年毎年増え続けています。今、ごく一部の悪質な不正受給者のために、制度全体が問題とされています生活保護に至る一番のきっかけが、老齢のためと言われていています。仕事をリタイアした後に、普通に生活できるだけの年金額がもらえないので、不況で第二の働き口もない、その上のしかかってくる、介護保険料とこの後期高齢者医療の保険料、本来であれば、それぞれの制度でしっかり、様々な減免制度など低収入の方々を支える制度が機能していれば、生活保護にまで至らずとも済むかもしれない、本制度での保険料減免制度や窓口負担金減免制度が、実質機能不全をしている事が結果的に高齢者を最後のセーフティーネットである生活保護へと追いやっているように思います。この神奈川県後期高齢者医療広域連合も地方自治法に規定されています地方自治体の一種であります。住民の福祉の増進のために寄与するのが、地方自治体の役割です。そもそもの原点に立ち返り、住民の福祉増進という目的を達成するために、本陳情の採択を訴えて賛成の討論といたします。

○議長（林 浩美君）

討論は以上ですので、これより本件について採決いたします。

本件については、議会運営委員会では、不採択であります。委員会報告のとおり決定することに、賛成の皆様のご起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定いたしました。

【閉会中継続審査】

○議長（林 浩美君）

次に、「閉会中継続審査」について、議題といたします。「議場配布資料③」の5ページを御覧ください。ただいま議会運営委員会中村委員長から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありましたので、お諮りいたします。本件につきましては、議会運営委員会の委員長申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（林 浩美君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。以上をもちまして、定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

【閉会挨拶】

○議長（林 浩美君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので許可いたします。

阿部広域連合長。

（広域連合長登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

本日、定例会におきまして御提案を申し上げました議案等につきまして、御審議を賜り、いづれも御賛同をいただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。今後一層の御指導、また、御鞭撻をお願い申し上げまして誠に簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 浩美君）

これをもちまして、平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。長時間に渡り、御協力いただき、ありがとうございました。

午後4時8分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

臨時議長 山本善男

議長 林浩美

議員 和田卓生

同 望月高德